

公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）における 公的研究費の適正使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費（以下「研究費」という。）の取扱いに関し、公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）（以下「センター」という。）としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 研究費の使用に当たっては、配分機関が定めるガイドライン及びセンターが定める諸規程の使用ルール、その他関係する法令等を遵守すること。
2. 研究費の原資は税金または研究助成として拠出された民間資金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
3. 研究費を使用する研究者は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
4. 研究者及び事務職員は、研究費の適正な執行を確保するため、相互に密接な連携を図ること。

以 上